

司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規程
(平成三十一年三月一日会規第四百号)

改正 令和 元年 六月一日

(目的)

第一条 この規程は、次条に規定する対象会員が司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかったことに対して、国による是正措置が講じられていない現状に鑑み、本会が支給する給付金(以下「給付金」という。)に関する基本的事項を定めることにより、対象会員の経済的負担や不平等感を軽減することで、本会が統一性のある組織を形成していることを確認し、全会員がまとまりのある団体の構成員として、弁護士自治の維持、発展を図り、基本的人権の擁護と社会正義の実現に資することを目的とする。

(給付金の支給)

第二条 本会は、平成二十四年十二月以降に司法修習生の修習を終えて弁護士である会員になった者(裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十七条第一項の試験(以下この条において「試験」という。)を平成二十三年以前に受験した者及び司法修習生の修習のため通常必要期間として同年七月から平成二十四年十二月までと定められた司法修習生の修習をし、同年十一月に実施された試験を受験した者を除く。)であつて、初めて司法修習生として採用された日が平成二十八年十一月以前であるもの(初めて司法修習生として採用された日が平成二十三年七月以前であつて、次に司法修習生として再び採用された日が平成二十九年十一月以降の者を除く。以下「対象会員」という。)のうち、給付金の受給を希望するものが次条に規定する受給要件を満たすときは、給付金として二十万円を支給する。

(給付金の受給要件)

第三条 対象会員は、別表の対象者の欄に掲げる区分に応じ、申請期間内に規則で定める方法により申請を行い、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、給付金の支給を受けることができる。

一 申請をする年の六月一日(申請期間が平成三十一年四月一日から令和元年五月三十一日までの場合にあつては同年九月一日。以下「基準日」という。)時点で弁護士としての登録期間が通算して五年経過していること。

二 基準日時点で本会及び弁護士会の会費及び特別会費を滞納していないこと。

三 申請をした日から給付を受けるまでの間、弁護士であること(ただし、除名又は退会命令の懲戒処分を受け、効力停止中の場合を除く)。

(給付金の返金)

第四条 本会は、国により、対象会員に対し、司法修習生に対する給与又は修習給付金に係る是正措置が講じられた場合には、給付金の受領者に対し、給付金の返金を求めることができる。

(日弁連重要課題特別会計からの支出)

第五条 本会は、給付金を日弁連重要課題特別会計から支出する。

(規則への委任)

第六条 この規程に定めるもののほか、給付金の内容、支給手続その他この規程を実施するために必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 本会は、国により、対象会員に対し、司法修習生に対する給与又は修習給付金に係る是正措置が講じられた場合には、この規程につき所要の見直しを行うことができる。

附 則 (令和元年六月一日改正)

第三条第一号及び別表の改正規定は、令和元年六月十四日から施行する。

別表（第三条関係）

対象者	申請期間
平成二十四年十二月に司法修習生の修習を終えた者	平成三十一年四月一日から令和元年五月三十一日まで 令和二年一月一日から同年二月二十九日まで 令和三年一月一日から同年二月二十八日まで 令和四年一月一日から同年二月二十八日まで 令和五年一月一日から同年二月二十八日まで
平成二十五年十二月に司法修習生の修習を終えた者	平成三十一年四月一日から令和元年五月三十一日まで 令和二年一月一日から同年二月二十九日まで 令和三年一月一日から同年二月二十八日まで 令和四年一月一日から同年二月二十八日まで 令和五年一月一日から同年二月二十八日まで
平成二十六年十二月に司法修習生の修習を終えた者	令和二年一月一日から同年二月二十九日まで 令和三年一月一日から同年二月二十八日まで 令和四年一月一日から同年二月二十八日まで 令和五年一月一日から同年二月二十八日まで 令和六年一月一日から同年二月二十九日まで 令和七年一月一日から同年二月二十八日まで
平成二十七年十二月に司法修習生の修習を終えた者	令和三年一月一日から同年二月二十八日まで 令和四年一月一日から同年二月二十八日まで 令和五年一月一日から同年二月二十八日まで 令和六年一月一日から同年二月二十九日まで 令和七年一月一日から同年二月二十八日まで 令和八年一月一日から同年二月二十八日まで
平成二十八年十二月に司法修習生の修習を終えた者	令和四年一月一日から同年二月二十八日まで 令和五年一月一日から同年二月二十九日まで 令和六年一月一日から同年二月二十八日まで 令和七年一月一日から同年二月二十八日まで 令和八年一月一日から同年二月二十八日まで 令和九年一月一日から同年二月二十八日まで
平成二十九年十二月以降に司法修習生の修習を終えた者	令和五年一月一日から同年二月二十八日まで 令和六年一月一日から同年二月二十九日まで 令和七年一月一日から同年二月二十八日まで 令和八年一月一日から同年二月二十八日まで 令和九年一月一日から同年二月二十八日まで